

梅ちゃん先生の 法律相談

第29回

知っておくべき 相続の基礎知識⑤

梅本寛人 (弁護士)

1 「特別受益」と「寄与分」

今月号も引き続き、相続に関する諸問題についてお話ししたいと思います。

今月号は、前回（「梅ちゃん先生の法律相談」第28回）お話しした「相続分」（相続人の相続割合）を修正する制度である「特別受益」と「寄与分」についてのお話です。

2 特別受益について

(1) 「特別受益」とは？

「特別受益」とは、相続人が、亡くなった方（被相続人）が生きていた間に贈与を受けたり、被相続人から遺言書により贈与（これを遺贈といいます）を受けた場合など、被相続人から特別に利益を得ている場合のその利益のことです。

たとえば、亡くなったお父さんが、3人いる子どものうちの長男に、生前1,000万円を贈与していたという場合のこの1,000万円のことを特別受益といいます。子ども複数がある場合の相続分は、前回の「梅ちゃん先生の法律相談」でお話ししたとおり、原則として均等ですが、特別受益を得た者がいる場合にこれを度外視してその相続分を原則どおり均等なものとしてしまうと、たとえば上記の長男は、他の子どもと比べて1,000万円分「お得」になってしまいます。お父さんから貰うお金という意味では、お父さんが生きていた間に貰うのと死んでから貰うのとでは大きな差はないといえるのに、このままでは相続人間に不公平が生じてしまいます。

そこで、民法は、このような特別受益

を得た相続人がいる場合、**相続分の計算について通常とは異なる計算を行います。**計算の方法は後ほどお話ししますが、このような通常とは異なる計算によって算出される相続分のことを「**具体的相続分**」といいます。

(2) 特別受益の種類

民法903条は、特別受益について「被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるとき」と規定しています。要するに、①遺贈、②婚姻・養子縁組のための贈与、③生計の資本としての贈与、が特別受益に当たります。このうち、「遺贈」とは、先ほどお話ししたとおり、遺言書により贈与を受けることをいいますが、これは特別受益となります。また、「婚姻・養子縁組のための贈与」というのは、たとえば、いわゆる「持参金」です。他方で、「結納金」は特別受益には該当しないとされています。

いろいろと問題があるのが「**生計の資本としての贈与**」です。典型例は、**子どもが家を買うための頭金について親が贈与した**というケースです。家という「生計」の基礎となる財産についての頭金すなわち「資本」を「贈与」したのですから、これはわかりやすい例と言えるでしょう。

では、子どもが家を建てたので、「**新築祝い**」としてお金を贈与したというケースはどうでしょうか？

このような「**新築祝い**」といった**通常**

の援助の範囲内でのお祝いの趣旨に基づくお金の場合は、**特別受益には該当しない**とされています。もっとも、「**新築祝い**」の名目で何百万円といった多額の金銭が贈与された場合は、先ほどの頭金の例と変わらなくなりますから、**金額の大小が大きなポイント**といえます。同じく「**入学祝い**」や「**出産祝い**」等のお金も原則として特別受益とはなりません。

それでは、亡くなった方が生命保険に入っていて、その受取人を**子どもの一人に指定し、ほかの子どもは保険金を受け取らない**という場合に、その保険金は特別受益といえるでしょうか？

これは、裁判で実際に争われたケースですが、最高裁は、**特別受益には原則として当たらない**としました（最高裁判平成16年10月29日判決）。なぜかという、生命保険金は遺産ではなく**亡くなった方から貰うものではない**からです。

もっとも、最高裁は、以上のような原則論を述べつつも、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に著しい不公平が生ずる場合は、特別受益に当たる場合もありうるとうしました。先の例でいいますと、**保険金を受け取る子どもと受け取らない子どもとの間に著しい不公平が生じてしまう場合には、例外的に「特別受益」としよう**ということなのです。

(3) 特別受益がある場合の計算方法
相続人に特別受益を受けた者がい

る場合、相続分の計算は以下の方法で行います。

特別受益のある相続人	$(\text{相続財産} + \text{特別受益の額}) \times \text{法定相続分} - \text{特別受益の額} = \text{具体的相続分}$
特別受益のない相続人	$(\text{相続財産} + \text{特別受益の額}) \times \text{法定相続分} = \text{具体的相続分}$

【例】相続人が妻、子1、子2の3名で相続財産（被相続人の死亡時の財産）が1,000万円、子1に遺贈により200万円、子2に生前贈与で100万円の各特別受益がある。

妻の相続分： $(1,000 \text{万円} + 300 \text{万円}) \times 1/2 = 650 \text{万円}$

子1の相続分： $(1,000 \text{万円} + 300 \text{万円}) \times 1/4 - 200 \text{万円} = 125 \text{万円}$

子2の相続分： $(1,000 \text{万円} + 300 \text{万円}) \times 1/4 - 100 \text{万円} = 225 \text{万円}$

(4) 特別受益の持ち戻しの免除

上記のように、相続財産に特別受益の額を加えて計算することを特別受益の「持ち戻し」（遺産の額に特別受益の額を持ち戻して計算するため）といいます。この点、被相続人は、生前に、持ち戻しをしないようにすることができます。これを**持ち戻し免除の意思表示**といいますが、これが認められる場合は、特別受益の額を加算することなく、通常どおりに相続分を計算することになります。

3 寄与分について

(1) 寄与分とは？

「寄与分」とは、相続人のうちに**被相続人の財産の維持または増加について特別の貢献をした相続人がいる場合**に、その貢献に応じ法定相続分に寄与分を加えて財産を取得させる制度です。

たとえば、被相続人が事業を行っていて、相続人である長男が、その事業について1,000万円の資金援助をしたという場合に、長男の相続分にこの1,000万円を加算するというものです。

この寄与分の制度も、先ほどの特別受益と同様、**相続人間の公平**を図る制度です。特別受益が一部の相続人の**貰い過ぎを調整**するものであるならば、

寄与分は一部の相続人の**出し過ぎを調整**するもの、といえるでしょうか。

(2) 寄与分の種類

民法904条の2は、寄与分について「被相続人の事業に関する**労務の提供**又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について**特別の寄与をした者があるとき**と規定しています。要するに、**①事業に関する労務の提供、②事業に関する財産の給付、③療養看護、④その他の方法（実務上は、扶養、財産管理等があります）**により、被相続人の**財産の維持または増加について特別の寄与をした場合**に、寄与分として認められることになります。

上記の説明から明らかなおと、寄与分として認められるには、単に被相続人のために労務を提供したり、療養看護をしたり、扶養したりするだけでは足りません。これらの行為によって、被相続人の**財産の維持または増加に関して、特別の寄与があったと認められることが必要**です。

たとえば、被相続人と長年同居してきた相続人が、約2年間、被相続人の入院時の世話や通院の付添などをしてきたケースで「同居親族の通常の相互扶助の範囲を超えるものではない」として寄与分を認めなかった裁判例があります。寄与分が難しいのは、**親族は、基本的に相互に扶助・協力する義務があり、寄与分として認められるためには、この本来の扶助・協力の義務を超えた、文字どおり「特別の寄与」であることが必要**であるためです。さらに、難しいのが、被相続人の財産の維持または増加に貢献する必要もある点です。先ほど述べた「1,000万円を貸し付けた」といったケースならば話は容易ですが、「療養看護」となると金銭に換算しづらく、**寄与分が認められるハードルは相当に高い**のが実情です。

(3) 寄与分がある場合の計算方法

相続人に寄与分がある者がいる場合、相続分の計算は以下の方法で行います。

寄与分のある相続人	$(\text{相続財産} - \text{寄与分の額}) \times \text{法定相続分} + \text{寄与分の額} = \text{具体的相続分}$
寄与分のない相続人	$(\text{相続財産} - \text{寄与分の額}) \times \text{法定相続分} = \text{具体的相続分}$

【例】相続人が妻、子1、子2の3名で相続財産（被相続人の死亡時の財産）が1,000万円、妻に寄与分200万円がある。

妻の相続分： $(1,000 \text{万円} - 200 \text{万円}) \times 1/2 + 200 \text{万円} = 600 \text{万円}$

子1の相続分： $(1,000 \text{万円} - 200 \text{万円}) \times 1/4 = 200 \text{万円}$

子2の相続分： $(1,000 \text{万円} - 200 \text{万円}) \times 1/4 = 200 \text{万円}$

4 特別受益・寄与分の実情

家庭裁判所における遺産分割の調停や審判の場では、相続人の一部から、**特別受益や寄与分の主張がなされることが非常に多い**です。特別受益や寄与分といっても、上記のとおり、結局、遺産の分け方をどのように行うべきかという問題、**つまりはお金の問題**ですから、被相続人が生きていた間の膨大な量の銀行の取引履歴であったり、寄与分の「療養看護型」であれば、被相続人の介護を行っていた相続人から、生前、毎日どのような身の回りの世話をしていたか、介護の日記のようなものであったり、被相続人のために買ったジュース1個のレシートに近いにいたるまで、かなりの数の証拠書類が飛び交うことになります。これらの書類の一つ一つの意味を考え、裁判所に説明するのが私たち弁護士の仕事ですが、なかなか骨の折れる作業です。

もっとも、特別受益や寄与分が裁判所によって認められるのは、かなりハードルが高いのが実情であり、単に証拠書類を出しっぱなし（もっとも、証拠が残っていればまだ良いのではあります）ではダメで、相当の検討と準備が重要です。